

## 令和8年度 校内・校外生活について

生徒指導担当

別紙「安全な学校生活のきまり」をもとに児童に指導し、安全に楽しく学校生活をおくることができるようにする。

### ◎その他校内での生活について

#### ※あいさつ、返事、お礼、言葉づかい、職員室への入退室等

- ・いつでもどこでも、自分から大きな声で、相手の目を見てできるように。
- ・相手を意識して、はっきりと終わりまで、ていねいに話す。
- ・聞き手は相手を見て、最後まで聴く。
- ・職員室に用事がある時は、職員室の先生に必ず用件を伝えてから入室する。
- ・礼儀正しくマナーを守って出入りする。

#### ※学習用具

- ・学年に応じて、必要なものは自分で用意できるようにする。
- ・学習に不必要なものは持ってこない。

#### 『学習用具のきまり』参照

- ・削った鉛筆、下敷きの使用

#### ※遊び『安全な学校生活のきまり』参照

- ・学年に応じて、危険な遊び方を判断し、安全に仲良く遊ぶことができるようにする。
- ・使ったものはきちんと片付ける。
- ・体育館使用の場合は必ず教員がついて行き、安全に遊べるように指導する。

#### ※その他（服装、持ち物等）

- ・服装は自由だが、通学帽子を着用する。また、環境にあった服装に心がける。
- ・毎月末、シューズを持って帰り洗ってくる。
- ・毎週末、歯ブラシ・コップも持ち帰り家庭で点検する。給食用マスクを持って帰る。

### ◎校外生活について

#### ※通学指導

- ・班長は登校の様子を、担当の先生に知らせ、問題があった場合は速やかに対応すること。
- ・年6回の通学班会で、学期始まりの目標設定や学期末の反省、長期休業での留意事項等を話し合う。
- ・自転車の使用については、基本的には家庭の判断に任せるものとするが、必ずヘルメットをかぶり学区外へは出ないこと。
- ・学校では「セーフティサイクル・ステップアップ・スクール」を活用して自転車の乗り方について指導する。

## ＜共通理解事項＞

- 掃除時間は職員も掃除を行い、適宜指導を行う。
  - 縦割り班は前年度3月に決める。
  - 児童の様子については、終礼、研修、会議後などで、情報交換する。（但し緊急を要する場合はその日のうちに報告する。）
  - 必要に応じてケース会議をもつ。（校長、教頭、養護教諭、該当担任、生徒指導）
  - 児童理解のために
    - ・学校生活についてのアンケートを毎月下旬に行う。  
（アンケートをもとに個別に懇談を行い、児童理解を進める。）
    - ・友だちの良いところを行い、毎月学級通信などで発信する。
    - ・トラブル、問題行動については、小さなことでも時系列に沿って、記録を取っておく。
    - ・必要に応じて、生徒指導や管理職に連絡・相談をする。
  - 希望者懇談・・・2週間前に案内を出す。年2回（12・2月）1学期は個人懇談（7月）
- 

## 生徒指導上の問題発生時の対応

### ○情報の入手、連絡

- ・「いじめはある」という危機意識を持ち、日常生活の中で児童の状況把握に努め、変化を敏感にキャッチする。また、その情報をオープンにする。

### ○発生時の対応

- ・いじめやけんかなどの問題が発生したら、事実関係をはっきりさせ、該当児童の気持ちを把握する。（事実と気持ちを整理して聞く。）事実の報告とともに、今後の対応をケース会議で協議する。また役割を分担するなど、チームで対応する。
- ・必要に応じて、保護者に連絡する。

### ○関わった児童への指導

- ・個人指導
- ・以後変化があるたびに報告をする。

### ○学級全体への指導

- ・学級役員さんと相談の上、必要ならば学級PTAを開き報告する。
- ・機会を捉え、児童の様子や学級の様子を伝え、指導内容を理解してもらうようにする。

### ○その他

- ・関わった児童を継続的に観察し、教育相談の充実に努める。
- ・問題行動をきっかけとして、人間関係を学ぶチャンスとする。
- ・これまで不十分だった点を反省し、これからの指導に生かしていく。
- ・児童の幅広い個性を受け止め、温かく見守ったり、厳しく指導していったりする指導力を身につけていく。
- ・月末報告にあたり、いじめを認知した場合、3ヶ月間の継続観察が必要で、解消にあたっては、本人、家庭と確認する必要がある。
- ・生徒指導事案は必ず記録を残しておく。